

小児弱視等の治療用眼鏡保険適用について

●基礎知識

(1)対象

9歳未満の子供が使用する、弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正の治療に必要だと医師が判断し処方した眼鏡やコンタクトレンズに限ります。

(2)ご注意

遠視や近視、乱視があっても、矯正視力や両眼視機能、眼位などに異常のないお子様が使用する眼鏡等に対しては、保険は適用されません(単なる視力矯正眼鏡は対象外)。

担当医師に、作成される眼鏡の種類をよくご確認になるよう、お願いいたします。

申請すれば必ず適用となるということではない、ということをご理解ください。

●給付額について

(1)基準額

障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目「弱視眼鏡(36,700円)」×1.06を支給の上限、つまり「支給対象とする眼鏡の購入価格の上限とする」と定められています。

(2)給付額

購入された眼鏡が基準額以下の場合は、購入金額の7割(小学校入学前は8割)が給付額となります。

購入された眼鏡が基準額の上限(38,902円)を超える場合は、その7割(小学校入学前は8割)が給付額となります。

●適用限度数について

5歳未満の小児の治療用眼鏡等の更新は、更新前の眼鏡の装着期間が1年以上

5歳以上の小児の治療用眼鏡等の更新は、更新前の眼鏡の装着期間が2年以上

となります。

●手続きについて

(1)前提

担当医師に、作成される眼鏡が医療用眼鏡に該当するかどうかを確認し、ご自身で手続きを進める必要があります。

病院、眼科側から指示が出るとは必ずしも限りません。

(2)必要なもの

「療養費支給申請書」、「医師の証明書(弱視・斜視等の明記がしてあるもの)」、「治療用眼鏡等の作成指示書(写しでも可)」等、これに要した費用の「領収書」

また、医師の証明書等の証明書類については、「眼鏡が医師の判断のもと作成された」ということを示す必要があるため、領収書の日付よりも前(もしくは同日)に発行されていることを条件とされています。